P T A 規約

京都府立田辺高等学校PTA

第 1 章 総則

(名称・事務所)

第1条 本会は、京都府立田辺高等学校PTAと称し、事務所を前記学校内に置く。

(目的)

- 第 2 条 本会は、保護者と教職員とが協力して生徒の福祉を増進するため、学校・家庭及び地域社会の教育的環境を改善し、会員相互の理解を深め、教育の向上をはかることを目的とする。 (事業)
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 会員相互の教養の向上をはかるため、適宜研修会を開く。
 - (2) 会員相互の理解を密接にするため、適宜PTA機関誌の発行を行う。
 - (3) 必要に応じて学級または学年懇談会を開催する。
 - (4) 地域青少年の福祉増進のため活動する諸団体とも連携して各種の文化活動を行う。
 - (5) 生徒の健全なる発達を促進するため、学校施設の改善、生徒の補導等に協力する。
 - (6) 就職・進学等、生徒の進路についての研究及び助成を行う。
 - (7) 其の他本会の目的を達成するため、適切と思われる事業を行う。

(性格)

第 4 条 本会は、教育の振興を本旨とする民主的団体で、他のいかなる団体の干渉及び支配も受けない。

(会員)

第 5 条 本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者、またはそれに代る人と本校の教職員に限る。 すべての会員は平等の権利と義務を有する。

第 2 章 役員

(役員)

- 第6条 本会の役員は次のとおりとする。
 - (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 3名
 - (3) 書 記 2名(1名は学校側)
 - (4) 広報書記 1名
 - (5) 会 計 2名(1名は学校側)
 - 2 校長は役員ではないが、役員会をはじめすべての会合に出席して意見を述べることができる。(役員の任務)
- 第7条 役員の任務は次のとおり。
 - (1) 会長は、本会代表者で会務を総括し、総会・役員会及び各委員会を招集し、その決議事項を執行する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその代行をする。
 - (3) 書記は、本会の記事を記録整理し、各種の通知を発送するなどの庶務を行う。
 - (4) 広報書記は、本会の広報活動を促進する。
 - (5) 会計は、本会の会計事務を執り、年度末総会において会計監査委員会の監査を経て決算報告をする。

(役員会・拡大役員会)

- 第8条 役員会は、役員をもって構成し、本会の常務について審議決定する。
 - 2 役員会は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。
 - 3 会長は運営上、拡大役員会として、各学年委員長、各専門委員長及びその代理として副委員長の出席を求めることができる。

(委員会)

- 第 9 条 本会に次の委員会を置く。
 - (1) 学年委員会
 - (2) 広報委員会
 - (3) 役員選考推薦委員会

- (4) 進路対策委員会
- (5) 文化委員会
- 2 その他、必要に応じて委員会を設けることができる。

(委員会の構成と任務)

- 第10条 委員会の構成と任務は次のとおりとする。
 - (1) 学年委員会

委員長1名、副委員長2名、各学級委員をもって構成し、学級学年懇談会の開催、学級及び学年間の連絡、学年共通の問題を審議し、学校と協力して生徒の健全なる育成の推進をはかる。 また、PTAの各種行事や研修等に積極的に参加する。

(2) 広報委員会

委員長1名、副委員長3名、各広報委員をもって構成し、広報活動に関することを行う。 PTA機関誌を発行する。

(3) 役員選考推薦委員会

委員長1名、副委員長2名、各役員選考推薦委員をもって構成し、次年度の役員候補者の推薦を行う。

(4) 進路対策委員会

委員長1名、副委員長2名、各進路対策委員をもって構成し、生徒の進路対策について必要なことを行う。

(5) 文化委員会

委員長1名、副委員長2名、各文化委員をもって構成し、会員の教養を高め親睦をはかるための文化活動を行う。

(役員及び委員の選出)

第11条 役員

- (1) 役員の選出は、保護者全会員の中から自薦・他薦を問わず役員候補者を各委員が役員選考推薦委員会へ届け出る。
- (2) 役員選考推薦委員会は、各委員から届出のあった者を協議して総会に提案し承認を求める。
- (3) 自薦・他薦で役員候補者が充足しない場合、役員選考推薦委員会は役員候補者がいない学級から選挙で推薦する。
- 2 各委員
- (1) 学級委員は、各学級ごとに3名を選出する。内1名は学級長として学年委員会を担当し、他2 名は専門委員(広報・文化・進路対策)を担当とする。
- (2) 専門委員は、広報委員・進路対策委員・文化委員とし、その割合は新旧役員会で決定する。
- (3) 役員選考推薦委員会は、各学年委員長・各種専門委員長から互選で3名を選出する。但し、役員もこれに出席することができる。
- (4) 進路対策委員は、学級委員の専門委員担当より各学年2名以上選出する。
- (5) 文化委員は、学級委員の専門委員担当より各学年2名以上選出する。

(役員・委員の任期)

- **第12条** 役員・委員の任期は1年とし、本規約で定めるものの他は、役員と委員の兼任は認めない。 但し、再任は妨げない。
 - 2 各委員に選出された者は、本人の意思により次年度以降の学級委員被選挙人名簿から除去することができる。
 - 3 各委員長・役員に選出された者は、本人の意思により次年度以降の役員被選挙人名簿から除去することができる。

(総会)

- 第13条 総会は会務・会計の報告を受け、役員及び会計監査委員の選挙、規約の制定及び改廃、予算・決算の承認、その他重要事項を審議決定する最高機関である。
 - 2 総会は一会計年度2回以上開く。但し、決算総会と予算総会を同じ日に開くことができる。
 - 3 総会の定足数は全会員の5分の1以上とする。但し、委任状の取扱いは、これを出席と認めることができるが、採決数には加えない。
 - 4 議決は出席者の過半数の同意を必要とする。可否同数の場合は、議長がこれを決定する。
 - 5 総会の議長は役員外より選出する。
 - 6 総会を開くときはあらかじめ議案を会員に通知しなければならない。

7 臨時総会は役員会が必要と認めた場合、または全会員の10分の1以上の要求があった場合開く ことができる。

(代表委員会)

- **第14条** 総会に代る機関として代表委員会を設ける。代表委員会はこの規約に定める事項のほか毎年 度初めての総会で委任された事項を審議する。
 - 2 代表委員会は、役員・学級委員をもって構成し、互選により委員長及び副委員長を置く。
 - 3 会議は、委員の4分の1以上出席しなければ成立しない。
 - 4 代表委員会は臨時緊急の事項に限り、総会に代ってこれを議決することができる。但し、議決した事項については次の総会に付議してその承認を求めなければならない。

(会計監査)

- 第15条 総会で選出された2名をもって会計監査委員会を構成する。
 - 2 会計監査は、その年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。
 - 3 会計監査は、総会の要求があるとき、または必要と認めたときは、いつでも特定事項について監査し、その結果を総会に報告する。

第3章 会計

(経費)

第16条 本会の経費は、会費その他の収入による。

(会費)

- 第17条 会員は、総会により決定された額を会費として納入する。
 - 2 特別の事情により臨時会費を徴収する必要のある場合は、総会の承認を得て、これを徴収することができる。
 - 3 特別の申請により会費の全部、又は一部の免除の申出あるときは、役員会でこれの許否を決する。(会計上の監査)
- 第18条 本会の収入支出については、すべて会計監査委員会の監査を受ける。
 - 2 会員は、随時会計帳簿類の閲覧を会計に請求することができる。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 規約の改正

(規約改正)

第20条 本会の規約の改正には、総会出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

一部改正

(細則の制定)

- **第21条** 会計事務の処理、役員の選挙その他本規約で定めないところは、役員会においてそれぞれの 細則を制定及び改廃することができる。
 - 2 細則を制定改廃したときは、次期総会に報告しなければならない。
 - 3 下記細則を設け、第5章附則のあとにおく。

昭和63年5月21日

第5章 附則

(実施)

第22条 本規約は、昭和38年5月18日より実施する。

昭和39年6月8日 一部改正 平成 2 年 5 月26日 一部改正 昭和39年11月28日 一部改正 平成 6 年 5 月 2 1 日 一部改正 昭和40年7月1日 平成10年 5 月30日 一部改正 一部改正 昭和44年4月1日 平成11年 5 月29日 一部改正 一部改正 平成17年 5 月21日 昭和53年4月1日 一部改正 一部改正 昭和54年11月17日 平成19年 5 月26日 一部改正 一部改正 昭和55年11月15日 一部改正 平成20年 5 月24日 一部改正 昭和57年5月22日 令和 4 年 6 月 4 日 一部改正 一部改正 昭和59年11月17日 一部改正

京都府立田辺高等学校教育後援会会則

- 第1条 本会は「京都府立田辺高等学校教育後援会」と称する。(以下本会と略す。)
- 第2条 本会の事務所は京都府立田辺高等学校内におく。
- **第3条** 本会は会員の協力によって生徒の教育活動の強力な振興と生徒の福祉を増進することをもって目的とする。
- 第4条 本会は京都府立田辺高等学校PTA会員と本会の主旨に賛同する一般会員をもって組織する。
- 第5条 本会はその目的達成のため次の事業を行う。
 - (1) 学校各教育活動の後援
 - (2) その他本会の目的を達成するため必要な事項
- 第6条 本会の運営はPTA規約に準じてPTA役員があたる。
- 第7条 本会会費は月額500円とする。
- 第8条 平成 4 年 5 月23日 一部改正(平成 4 年4月1日から施行)

平成 6 年 5 月 2 1 日 一部改正

平成12年6月3日 一部改正(平成12年4月1日から施行)

平成26年 2 月13日 一部改正(平成26年4月1日から施行)